

殿へ天徳寺より申入候へば、一段の者早速抱可申旨にて、
 祿も餘程の儀に申成候故、此儀を彼老人へ申聞候處、中々
 同心不仕候に付、如何の儀に候哉、早々罷出可然旨強て申
 候へば、左候はゞ手前の事可申入候由にて、彼襖包を披候
 て申候は、手前は蒲生家の家來にて覺有之者、姓名は結解ケツケ
 勘兵衛と申者に候。蒲生家斷絶の後、か様の躰に成候。か
 様に迄申候ては、何を申哉と各も可被存候。是は何の所に
 て一番鍵の感狀、又是は某の所にての城攻一番乗の感狀
 の由、數十通取出し見せ申候。扱浪人の後、是は何方より
 何千石にて可召抱との紙面、是も右の通りとて數通有之
 候。此趣に候へ共年は寄申候。今より何方へ罷越候て、何
 の用に立可申候哉、不入事と存じ候て不罷越候。然處此度
 是非罷越候へとの事にて、此寺に罷在事不成候はゞ、何方
 へ成とも參候て、一日暮の心得にて候由申候。扱右の感狀
 紙面ども、是迄は持參いたし候。今より以後は、是も不
 入ものに候由申候て、一通も不殘引裂き火へ入申候。此様
 子に候故、住持も兎角可申様無之候て、寺に指置申候。然
 處明曆四年大火の節、段々に大火に成候て、天徳寺も道具

等片付申時分、右勘兵衛申候は、年寄候へ共か様の儀は致
 し付候間、各よりは少し手廻よく可有之候間、一方は此方
 請取候由にて、殊の外働申候。火近く成候へば、寺中の出
 家不殘立退申候。勘兵衛にも罷出候へと申候へば、今少し
 見合候て可罷出と申候て、一人跡に残申候。扱不殘罷出候
 て、其内火も鎮り候に付、人を改見申候へば勘兵衛一人見
 え不申候。是は如何と申候へば、寺僧一あとに退候者申候
 は、勘兵衛は殊の外火近く成候迄、念佛堂の縁に腰を懸居
 被申候故、危く成候間、是非に被退候へと申候へば、先づ
 退候へ、追付可罷越と被申候故、拙僧は罷出申候。其時分
 殊の外火迫り、危く候由申候に付、念佛堂の縁と覺敷所を
 見候へば、死骸有之候。定めて是にて焚死申たるものと相
 見候由、近頃奇異の事故記之。
 右結解氏事蹟は、安藝侯家臣野矢理太夫、爲小谷勉善
 話。勉善歸郷之後、爲友人話之。

可觀小説卷十一

一、鹿磯・黒島の海境訴論
 享保六年 辛丑

能州公領鳳至黒嶋村、賀州領鹿磯村同郡海境公事、於江戸
 評定所決斷、黒嶋非公事鹿磯勝に付、決斷狀末に記之。

一、黒嶋より江戸へ出候者共 庄屋 徳左衛門

組合頭 四郎左衛門

三郎左衛門

孫 作

孫 助

惣百姓代 善左衛門

右者於黒嶋は番匠屋甚八と申候て、今度の公事棟梁に罷成
 下にて取唄いたし、金銀を以て取持仕候旨、大富有之百姓
 に候由。

一、鹿磯村より出候百姓

惣百姓代 善左衛門

肝煎 三郎右衛門

組合頭 藤九郎

惣百姓代 彦左衛門
 惣獵師代 藤七

御扶持人十村 越中津幡江村 宅助

同 能州鹿野村 恒方

十村役 同州鶉川村 六郎右衛門

越中礪波郡高辻村肝煎 萬右衛門

右鹿磯村肝煎三郎右衛門病氣に付、代に罷出候。常に檢地
 見立の功者に付此度罷出候。

能州松波村百姓恒方手代 喜右衛門

同州十村稻船新助手代 四郎兵衛

右兩人は執筆役相勤候。

能州郡奉行 山森多宮

改作奉行 菊田逸角

一、
 右兩人差副江戸へ罷出候處、評定所へは不及罷出候。十村
 以下罷出候節は、聞番役菊池甚十郎召連罷出候。落着候後
 御目見被仰付、御意の趣も有之、其上御目録を以て銀子五
 枚・白布三疋宛、拜領被仰付候。